

神戸市立工業高等専門学校将来検討委員会規則

2023年4月1日

規則第126号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校将来検討委員会（以下「委員会」という）の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、校長、教務主事（計画調整）、教務主事（教育）、教務主事（研究）、学生主事、専攻科長、各専門学科の学科長、一般科長、情報教育研究支援センター長、事務室長、総務課長、企画担当課長、学生課長、研究支援担当係長及び教務担当係長で構成する。

2 地域協働研究センター長、国際協働研究センター長及び広報室長はそれぞれ関連する議題がある場合に委員会に出席して意見を述べることができる。

3 委員長は、校長とし、副委員長は、教務主事（計画調整）とする。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がこれを代理し、委員長が欠けたときは、副委員長がこれを代行する。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、運営改善会議の諮問に基づき、神戸市立工業高等専門学校の長期的な組織及び運営に関する事項について審議する。

(定足数及び議決)

第4条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。なお、委員が出席できない場合には、代理者の出席を認めるものとする。

2 議決を必要とするときには、出席委員（代理者を含む。）の過半数の同意をもって決する。

(委員会の開催及び運営)

第5条 委員会は、委員長がこれを招集して開催する。

2 委員会が必要と認めるときは、委員以外の関係教職員の出席を求め、当該教職員を加えて委員会（「拡大将来検討委員会」という。）を開催することができる。

3 委員会が必要と認めるときは、委員の一部及び関係教職員で構成するワーキンググループを設けて必要事項の審議を行わせ、その審議の結果を委員会に報告させることができる。

(他の委員会等との関係)

第6条 他の委員会等と関係ある事項については、当該他の委員会等の構成員の出席を求めることができるほか、当該他の委員会等に処理を要請することができる。

(事務処理)

第7条 委員会に係る事務は、事務室総務課が処理する。

(改廃)

第8条 この規則の改廃については、委員会で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2025年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2026年4月1日から施行する。